

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 (予備)
道府県民税 特別徴収

受付印

4

整理番号
3年度 特別徴収指定番号 宛番号
4年度 特別徴収指定番号 宛番号

市町村長
令和 年 月 日 提出
(特別徴収義務者)
所在地名称
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

課係氏名
担当者内線

給与所得者
フリガナ 氏名
生年月日
個人番号
住所
(ア) 特別徴収税額 (年税額)
(イ) 徴収済税額
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
異動年月日
異動の事由
異動後の未徴収税額の徴収方法

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)
新しい勤務先 (特別徴収義務者)
所在地名称
フリガナ
特別徴収指定番号
氏名
電話番号
新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)
番号を記入
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は、 円 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)
番号を記入
異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

Table with columns for '旧特別徴収処理欄' (3年度, 4年度), '月分以降の月割額は', and '入力者 点検'.

市町村処理欄
Table with columns A through L for administrative processing.

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引して徴収する)又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(住所変更)の従業員等は、異動(退職・転勤等)
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚ともご提出ください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。